

(仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略(検討案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成27年9月14日(月)～平成27年10月13日(火)
- (2) 周知方法 市報(平成27年9月5日号, 9月20日号, 10月5日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所5階政策企画課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所政策企画課まで提出

2 意見募集の結果概要

意見提出件数: 13件(4人)

<提出意見の内訳>

- 1 全般的事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- 2 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略の考え方について・・・・・・ 0件
- 3 (仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成(案)・・・・・・・・・・ 0件
- 4 【第1編】(仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総論・・・・・・ 2件
- 5 【第2編】(仮称)調布市人口ビジョン(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- 6 【第3編】(仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)・・・・・・ 5件
- 7 【第4編】総合戦略の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
1	全般	—	<p>屋上屋のものにしないこと 「まち・ひと・しごと創生法」の第十条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）にもとづいて、「定めるよう努めなければならない」ようだが、既存の基本計画等と重複する内容はそれらに譲り、欠けているものだけを作成するといった、効率的な作成過程と作成結果にすること。はっきり言うと、この戦略においては、既存の諸計画の進捗を確認する以上のものはほとんど不要に見える。</p>	<p>調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、昨年度（平成26年度）に修正した調布市基本計画に位置付けた重点プロジェクトを基軸として、地方創生に関連する施策を有機的に位置付け体系化しています。また、人口減少克服・地域経済縮小の克服といった地方創生の課題を共有し、国の地域経済分析システム（リーサス）などを活用した客観的なデータ分析を行い策定した調布市人口ビジョンを踏まえています。</p> <p>さらに総合戦略においては、基本計画と整合を図りつつ、地方創生に資する新たな要素やより推進していくべき要素についても盛り込んだほか、市の取組だけではなく、広域的な連携や多様な主体との連携事例を数多く掲載したところであり、参加と協働を一層推進し、基本計画の更なる実効性を高めるものとしております。</p>
2	第1編	総論	<p>この戦略の賞味期限・消費期限は？ この戦略では何年位先までの施策を考えているのか。法律の附則によれば、政府は施行後5年以内に「見直し」をするようだが。</p>	<p>平成26年12月27日の内閣府通知において「地方版総合戦略の計画期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。」とされており、調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5か年を計画期間としています。</p> <p>また、PDCAマネジメントサイクルに基づく行政評価と連動させ、実施した施策や事業の効果を検証し、必要に応じて取組の改善、総合戦略の見直しを行います。</p>
3	第1編	総論	<p>「安定した人口構造の保持」は非現実的 「安定した人口構造の保持」を掲げているが、どういう意味か？ 社会構造の変化により近い将来人口が減少し続けることは不可避である。その後の遠い将来（2100年頃）には安定期を迎えるであろうが。つまり、「安定した人口構造の保持」が、一定水準、例えば、23万人を維持するようなことを意味するならば、無理な話、机上の空論である。「人口減少傾向を緩める」努力をするような現実的なものに改めるべきである。</p>	<p>調布市人口ビジョンは、人口の現状、動向分析を踏まえつつ、市民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望などを把握し、出生率や自然増減（出生や死亡）、社会移動（転入や転出、移動率など）などに関する仮定値を設定し、将来人口のシミュレーションを行い、その結果を将来展望として示したもので、いわゆる「目標人口」を示すものではありません。</p> <p>「安定した人口構造の保持」につきましては、若い世代が安心して結婚・出産・子育てできる地域を実現することにより、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少を抑制し、これにより人口構造や経済構造が安定し、将来にわたって活力ある社会の維持を目指していくこととしています。</p>
4	第2編	人口ビジョン（案）	<p>人口ビジョンは、個別最適だけでなく全体最適との調和を図ること 「まち・ひと・しごと創生法」の第一条（目的）の「人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正」すること、つまり、発生人口と流入（出）人口のそれぞれを考慮した人口ビジョンであることについて、検討案では、「東京圏への人口の過度の集中を是正」することをどのように考えているのか。東京圏と地方の格差が広がれば、東京圏への人口の過度の集中が一層進むという、ジレンマが東京圏に含まれる調布市にはあるのではないかと（東京圏でも豊島区のような例は別にして）。</p>	<p>調布市を含む東京においても、やがて人口減少に転じ、本格的な超高齢社会が到来する見通しとなっています。</p> <p>そのため、東京と地方を対比的に捉えるのではなく、共存共栄の観点から、東京と地方がその枠を超えた日本全体の課題として、人口減少と地域経済縮小の克服に取り組んでいく必要があります。</p> <p>こうしたことから、国の総合戦略に掲げられた「（基本目標2）地方への新しいひとの流れをつくる」に対する調布市の総合戦略の基本目標については、「（基本目標3）調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展」とし、調布のまちの魅力を高め、その魅力を市内外に積極的に発信することにより、交流人口の増加を図り、定住化を促進し、まちの発展につなげていくことを基本目標の一つに設定しました。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
5	第3編	総合戦略 (案)	<p>人口減少傾向を緩める効果的な施策を 人口減少を緩めるための施策として、保育園等の待機児童解消策や学童保育の待機児童解消策など、既に子育ての課題として認識されている施策に重点的にヒト・モノ・カネを投入することである。平成27年度第1回調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会会議録のP.26～27のA委員の発言など、子育ての現場の声をすることは重要であるが、無駄な議論はする必要はない。</p> <p>なお、例として挙げている ●保育施設整備率53.6%（2018年4月1日時点）以外に・よりももっとよい指標を掲げて、達成度の管理に使用すべきである。</p>	<p>調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、調布市基本計画の重点プロジェクトに位置付けている「子どもたちの健やかな成長を支える」に加え、「女性や若者などがいきいきと働ける環境を整える」を講ずべき施策の基本的方向に据えており、総合戦略を策定するに当たり、国の交付金を活用して、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設を利用する保護者に対する保育料の一部助成や保育士の人材確保、女性や若者の就労支援などにも取り組みます。</p> <p>重要業績評価指標（KPI）は、地方版の総合戦略に位置付ける各施策の効果を客観的に検証できるようにするために設定するものです。重要業績評価指標（KPI）の一つとして設定している保育園整備率は、他市比較も可能な客観的指標として掲げていますが、そのほか、調布市基本計画に掲げた「まちづくり指標」と整合を図りつつ、様々な指標を掲げていきます。</p> <p>今後も、新たな調査コストを要さない既存調査を活用し、効率的な指標の把握に努めるとともに、国の地域経済分析システム（リーサス）を活用するなど客観的なデータ分析に努めて参ります。</p>
6	第3編	総合戦略 (案)	<p>人口減少社会におけるまちづくり 人口減少社会における問題、特に高齢者の問題も既存の諸計画に掲げられているはずである。</p>	<p>調布市基本計画においては、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスやそれ以外の高齢福祉施策を推進することが求められていること、高齢者が孤立することなく、地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体での見守りや支え合いが今まで以上に必要であること、健康づくり・介護予防を充実する必要があること、元気で行動意欲が高い高齢者に多様な活動機会を創出することなど、高齢者施策に関しての現状と課題をまとめ、分析しています。</p> <p>調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、これらの現状・課題を踏まえた施策展開を位置付け、調布市基本計画と整合を図っています。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
7	第3編	総合戦略 (案)	<p>KPIが適切でない。具体的な施策がない結果では？ これまでの諸計画に用いられている指標(KPI)があまり適切でない で、それをこの戦略に持ってきても同様に適切でない。つまり、この戦略 と相関係数の低い指標が多い。なぜ、そうなるかという、効果的で具体 的な施策が(これまでの諸計画に)ないからである。 ・例えば、自転車駐車場の有料化整備率85.7%(2018年度)は、85.7% の分母の数字が適切かだけでなく、「有料化」が適切かなど、自転車利用 に関する基本的な問題がある。 ・例えば、ロケ支援件数135件(2018年度)がどの程度の効果(経済効 果など)があるのか？ ・例えば、防災教育の日の参加者数は、どれほどの意味があるのか？ ・例えば、市内の住宅の耐震化率93.0%(2018年度)は、どのような意図 で掲げたか、理解に苦しむ。93%という100%に近い数字の効果でよくみ える効果があるが、量的には小さな数字である。つまり、民間特定既存耐 震不適合建築物の耐震化率は89.5%(2012年度)であり、93.0%(2018 年度)にするには、総数557棟の残り58棟のうち、たった19棟の耐震化 をすれば達成する数字である。 住まいに関する指標としては、高齢者の貧困の実態を示す次のような 例、「調布市では、市営住宅が7つあるほか、3つの高齢者住宅を借り上 げているが、市営住宅については、入居世帯が固定化し高齢化している。 高齢者住宅についても同じ方がずっと住み続けている一方で、入居希望者 も多いという状況があり、公営住宅の入居倍率も都下26市の中でも最も 倍率が高く、都営住宅70倍、市営住宅も40~50倍になっており、需要 と供給のバランスが崩れている。」(※)平成25年度第2回調布市住宅 マスタープラン改定検討委員会(2013.12.19)の議事要旨(抜粋)、 に関係するようなものの方がより適切であろう。</p>	<p>重要業績評価指標(KPI)は、地方版の総合戦略に位置付ける各施策の 効果を客観的に検証できるようにするために設定するものです。 調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略における指標(KPI)につい ては、調布市基本計画のまちづくり指標との整合を図り、各施策の効果を客 観的に検証できる数値目標を設定し、行政評価と連動させ施策・事業の効 果を検証しながら政策課題に対処していくことといたしました。 今後も、既に行っている調査などにより客観的に把握可能な、効率的な指 標の把握に努めるとともに、国の地域経済分析システム(リーサス)を 活用するなど客観的なデータ分析に努めて参ります。</p>
8	第3編	総合戦略 (案)	<p>「オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進」でなく、その後の 取組を 「オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進」は、このような戦 略で取り上げるまでもやられるものである。一過性のものへの取組でな く、「オリンピック・パラリンピック後の取組の推進」を考えることがこ の戦略でやることではないか。</p>	<p>オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進につきましては、施策 の一つに「オリンピックレガシー創出に向けた取組」を位置付けました。 東京2020組織委員会が掲げる「5本の柱」の考え方を踏まえ、調布市基 本計画と連動した取組を、国や都、近隣市、関係団体とも連携・協働して 推進し、まちの魅力の発信や地域経済の活性化など、市が享受し得るメ リットを最大化するとともにオリンピックレガシーを生み出し、まちの発 展につなげることを目指して参ります。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
9	第3編	総合戦略 (案)	基本目標2の「健康な体の育成」もしくは「青少年の健全な成長の支援」において、喫煙率をKPIとして掲げて測定し、未成年者喫煙防止を主な事業として追加すること。日本国政府が批准している「世界保健機関はこの規制に関する枠組み条約」において、未成年者の喫煙防止について行政における義務が定められております。また、健康日本21においても、未成年者の喫煙が0になるよう目標を掲げています。 喫煙は、子ども、青少年の健康・発育を妨げるだけでなく、将来にわたって生活の質を著しく下げるものです。また、危険ドラッグを含む薬物を使用する者の90%以上が喫煙者であるなど、タバコはゲートウェイドラッグとされています。 そのため「健康な体の育成」もしくは「青少年の健全な成長の支援」において、未成年者喫煙防止は欠かせない事業であると考えます。	未成年者の喫煙は法律違反となるだけに止まらず、ニコチン依存症にかかりやすく、その後の様々な病気を引き起こす原因にもなるなど大変多くの問題を有していると認識しています。 御意見の課題については、市の個別計画である調布市健康づくりプランにおける次期計画の策定において、計画への位置付けを検討して参ります。また、調布市基本計画では、施策12「生涯を通じた健康づくり」の中の基本的取組の一つに、包括的に「調布市民健康づくりプランの推進」を位置付け、取組を推進して参ります。
10	その他	その他	意見募集の文書(添付)の記載が誤っている(「提出に当たっては、表題に「調布市修正基本計画(素案)への意見」と明記のうえ、」)と考えられるので、「(仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略(検討案)への意見」とした。「調布市修正基本計画(素案)への意見」が正解であれば、そのように読みかえてください。	御指摘のとおり、本案件のパブリック・コメント手続の案内に、「提出に当たっては、表題に「(仮称)調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略(検討案)への意見」と明記のうえ、住所、氏名、ご意見をご記入ください。」とすべきところを「調布市修正基本計画(素案)への意見」と記載しておりました。誤った表記で意見募集しましたこととお詫び申し上げます。提出いただいた意見は内容を確認のうえ、どちらの表題による意見も受け付けいたしました。
11	その他	その他	調布飛行場は市民に殆どメリットもないし、地域貢献もないので、都に全面移転を強く訴えるべき。事故の危険性による地価の下落、資産価値の下落は市民にとってマイナスだ。移転した後は、国や都の研究機関や、大学キャンパスの誘致、大型商業施設の誘致を進めた方が余程市民生活に寄与するし、市の発展につながる。早急に全面移転を考えていくべき。	調布飛行場は東京都が管理する東京都営空港であり、本土と伊豆諸島を結び離島航空路線の拠点として、また、防災、医療、消防などの緊急活動や航空測量などの地域拠点としての役割を果たしていることを考慮し、調布市としては、一定の条件を付した中で受け入れているという状況です。 そうした中で、7月26日に発生した小型航空機の墜落事故につきましては、安全運航を求める立場から、大変重く受けとめております。 今回の事故は調布飛行場に常駐する自家用機によるものであり、これまで調布飛行場の安全運航を求める立場の地元3市(調布市・三鷹市・府中市)から、調布飛行場の管理運営者である東京都に対して、飛行場の安全対策の徹底を求めるとともに、自家用機の削減について再三にわたり強く要請してきた中で、今回のような事故が起こったことは極めて遺憾であり、7月28日には、地元3市の市長の連名にて、都知事あてに小型航空機墜落事故に関する対応について、当該事故の原因究明と再発防止の早期徹底、今後自家用機の運航停止を視野に更なる削減を図ること、地元住民への丁寧な説明と不安解消に努めること、地元市との十分な情報共有と協議の機会の設置などを求める緊急要請を行いました。 調布飛行場は、市街地の中に位置する飛行場であり、二度とこのような事故が起こることのないよう、より一層、調布飛行場が安全性や騒音対策を徹底した飛行場として適切に管理運営されることを今後とも、強く東京都に求めて参ります。

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
12	その他	その他	<p>多摩モノレールの延伸（是政～飛田給～味スタ）or（是政～調布）を都に要求すべき。味スタの集客や東京武蔵野地区の六ターミナル駅の発展を考慮すると、十分に実現可能だろう。</p> <p>昨今のJR中央線の発展を考えると、多摩モノレールの延伸による市の発展、京王沿線の発展は急がねばならない。京王電鉄の協力も十分に得られるのではないか。市も、モノレールの延伸の尽力すべきだ。</p>	<p>多摩都市モノレールは、多摩地域南北方向の公共交通網の充実、都市間相互の連携強化、自立性の高い地域形成を図ることを目的としており、全体構想9.3kmのうち、現在は多摩センター駅から上北台駅までの延長約1.6kmの区間で開業しています。国の計画（2000年1月運輸政策審議会答申）では、上北台駅から箱根ヶ崎駅方面への延伸路線が、「2015年までに整備に着手することが適当である路線」とされていますが、その他の区間については、唐木田駅から是政駅までの区間も含め、具体的な検討には至っていません。引き続き、進捗状況や検討動向を注視して参ります。</p> <p>なお、調布市における公共交通につきましては、調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略に「公共交通ネットワークの形成」を位置付けており、調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めて参ります。</p>
13	その他	その他	<p>恒久の平和を心から願って止みません。兵隊に行った人の子供より</p>	<p>調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、直接的な記述はありませんが、引き続き、調布市基本構想において掲げるとおり、市民一人一人が国際社会や環境と調和しながら、相互の理解と交流を深める中で人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めることをまちづくりの基本理念として、調布市基本計画に位置付けた平和施策を推進して参ります。</p>